省令

○法務省厚生労働省令第十号

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号）附則第三条第四項の規定に基づき、有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久

有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令の一部を改正する省令

有料職業紹介事業保証金規則の廃止等に関する省令（平成十五年法務省厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式　（日本産業規格Ａ列４番）

通　知　書

還付有価証券	名　称	枚　数	総　額　面	券面額、回記号及び番号
還付振替国債	銘　柄		回記号	金　額
還付年月日				
債　権　額				
債権発生の原因たる事実				
供託者の氏名又は名称及び住所				
※供託年月日				
※供託番号				
※供託金額				
※供託有価証券	名　称	枚　数	総　額　面	券面額、回記号及び番号
※供託振替国債	銘　柄		回記号	金　額
供託所名				

上記供託物について頭書のとおり還付を受けたから通知する。

令和　年　月　日

住　所
債権者氏名

都道府県労働局長宛て

注　※の付してある欄には、数回の供託に係る供託物につき還付を受ける場合は、それらを連記すること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。